

川西町新庁舎整備検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 川西町新庁舎整備の推進に対して意見及び助言等を得るため、川西町新庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見・助言等を行う。

- (1) 新庁舎整備の基本計画に関すること。
- (2) 新庁舎整備の設計に関すること。
- (3) その他新庁舎整備に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は15名以内とし、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 自治組織の代表者等
- (2) 公益団体の代表者等
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が特に必要と認めた者

2 委員会は、必要な意見や助言を求めるため、専門的見識を有するアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

2 事故、その他の事由で、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長は町長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、町長が任命する。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は町長が任命する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、平成31年3月31日をもって効力を失う。